7 [略]	8 [同上]
[削る]	9 施行規則第十五条の三第二号⑯及び第七号の四(3)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準
8 [略]	10 [同上]
[削る]	11 施行規則第十五条の三第二号⑲に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準
9～15 [略]	12～18 [同上]
16 施行規則第十五条の三第七号の四(1)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準	[新設]
[三　略]	[三　同上]
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第三百九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第23号　無線設備の規格コード

改正後		改正前	
項目	コード	項目	コード
［略］	［略］	［略］	［略］
設備規則第49条の６の９第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備	ＳＦＤ１ＦＢ	設備規則第49条の６の９第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備	ＳＦＤ１ＦＢ
設備規則第49条の６の10第１項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第５項に規定する基地局の無線設備並びに同条第１項及び第６項に規定する基地局の無線設備を除く。）	ＳＦＤ２ＢＳ	［同左］	［同左］
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の６の12第１項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第４項及び第７項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	ＴＤＮＳＦＢ	設備規則第49条の６の12第１項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第４項及び第７項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	［同左］
設備規則第49条の６の12第２項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備（同項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第５項及び第７項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備並びに同条第２項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第６項及び第７項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備を除く。）	ＴＤＮＭＢＳ	［同左］	［同左］
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の６に規定する陸上移動中継局の無線設備	ＣＰＦＢＲ	設備規則第49条の６に規定する陸上移動中継局の無線設備	［同左］
設備規則第49条の６の10に規定する陸上移動中継局の無線設備	ＳＦＤ２ＦＲ	設備規則第49条の６に規定する陸上移動中継局の無線設備	ＣＰＦＢＲ